

淡路市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 5年度の人件費率
年度	人	千円	千円	千円	%	%
6	41,364	37,810,751	131,490	5,260,234	13.9	12.5

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

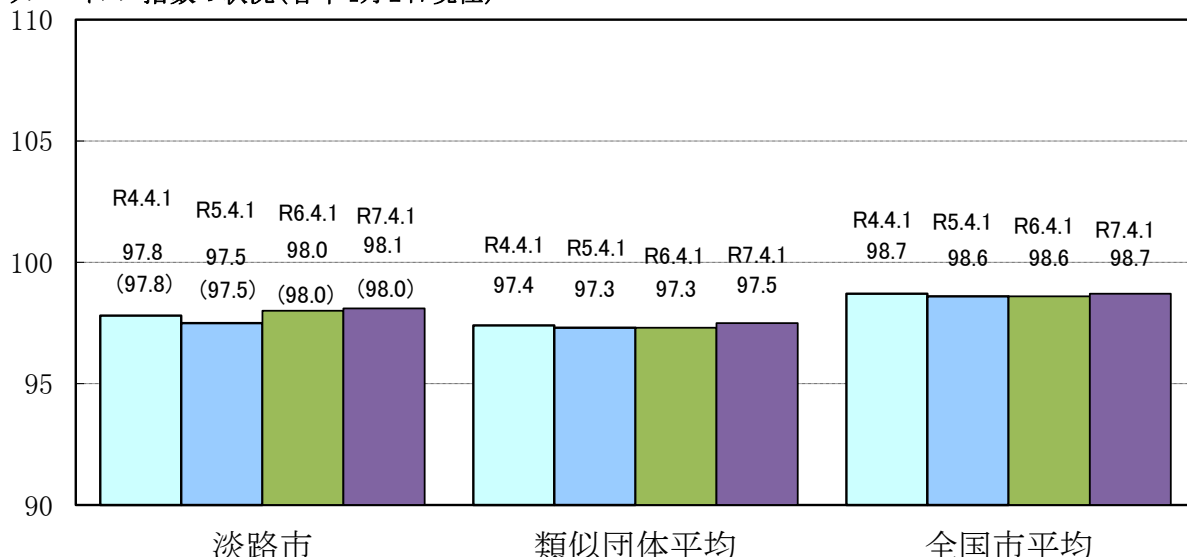
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体(I-1) 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	
6	393	1,504,276	257,580	617,149	2,379,005	6,053	6,123

(注)1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和6年4月1日現在の普通会計職員の人数である。また、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注)1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2パーセントの引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施]

(給料表の改正実施時期)

平成27年4月1日

(改定内容)

一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2パーセント引き下げた。ただし、激変緩和のため3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施する。

また、技能労務職の給料表についても、一般行政職の給料表との均衡を踏まえて、見直しを実施した。

②地域手当の見直し

令和2年度より、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)第11条の3第1項に規定する地域手当の支給地域に在勤する職員に支給する。

支給対象地域	支給割合	支給割合(国基準)
神戸市	12%	12%

③その他の見直し内容

平成21年度から平成24年度まで、国に先行して、独自で給与削減措置を実施した。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和7年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
淡路市	43.0 歳	335,700 円	419,619 円	378,030 円
兵庫県	42.8 歳	331,700 円	428,542 円	384,983 円
国	41.9 歳	332,237 円	— 円	414,480 円
類似団体	42.6 歳	327,221 円	383,976 円	354,371 円

②技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
淡路市	50.4 歳	8 人	292,100 円	343,614 円	326,876 円
うち 清掃職員	42.1 歳	2 人	289,500 円	343,300 円	313,100 円
うち 用務員	56.3 歳	3 人	245,200 円	277,234 円	271,634 円
兵庫県	57.4 歳	278 人	331,000 円	394,585 円	362,482 円
国	51.3 歳	1,703 人	294,567 円	— 円	337,907 円
類似団体	52.3 歳	10 人	312,166 円	339,859 円	325,721 円

区分	民間			参考 A/B
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
淡路市	—	— 歳	— 円	—
うち 清掃職員	廃棄物処理業従業員	48.0 歳	320,600 円	1.07
うち 用務員	用務員	49.0 歳	251,000 円	1.10

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
淡路市	—	—	—
うち 清掃職員	5,568,200 円	4,457,900 円	1.25
うち 用務員	4,203,308 円	3,395,700 円	1.24

※ 民間データは賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(令和3年～令和5年の3か年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注)1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		淡 路 市	兵 庫 県	国
一般行政職	大 学 卒	220,000 円	225,600 円	220,000 円
	高 校 卒	188,000 円	194,500 円	188,000 円
技能労務職	高 校 卒	216,600 円	185,700 円	円
	中 学 卒	— 円	— 円	円
医 師 職	博士課程終了	366,200 円	— 円	円
	新大6卒	291,400 円	— 円	円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(令和7年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	271,863 円	338,060 円	374,200 円	412,925 円
	高 校 卒	248,933 円	306,500 円	該当者なし	388,700 円
技能労務職	高 校 卒	該当者なし	290,700 円	317,600 円	該当者なし
	中 学 卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし	該当者なし

3 一般行政職の級別職員数等の状況

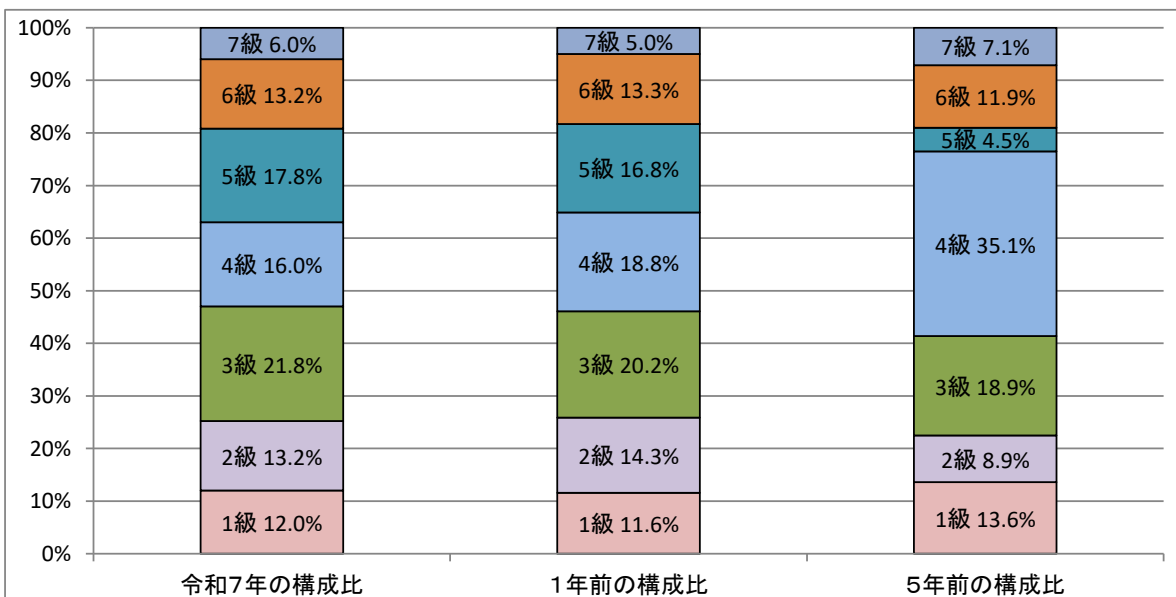
(1) 一般行政職の級別職員数の状況(令和7年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7 級	理事、部長	25 人	6.0	373,400円	450,900円
6 級	次長、課長、特命参事	55 人	13.2	335,000円	415,700円
5 級	副課長、主幹	75 人	17.8	309,800円	398,200円
4 級	課長補佐、係長	67 人	16.0	287,300円	393,300円
3 級	係長、主査	91 人	21.8	261,300円	354,700円
2 級	主事	55 人	13.2	230,000円	308,500円
1 級	主事	50 人	12.0	183,500円	258,100円

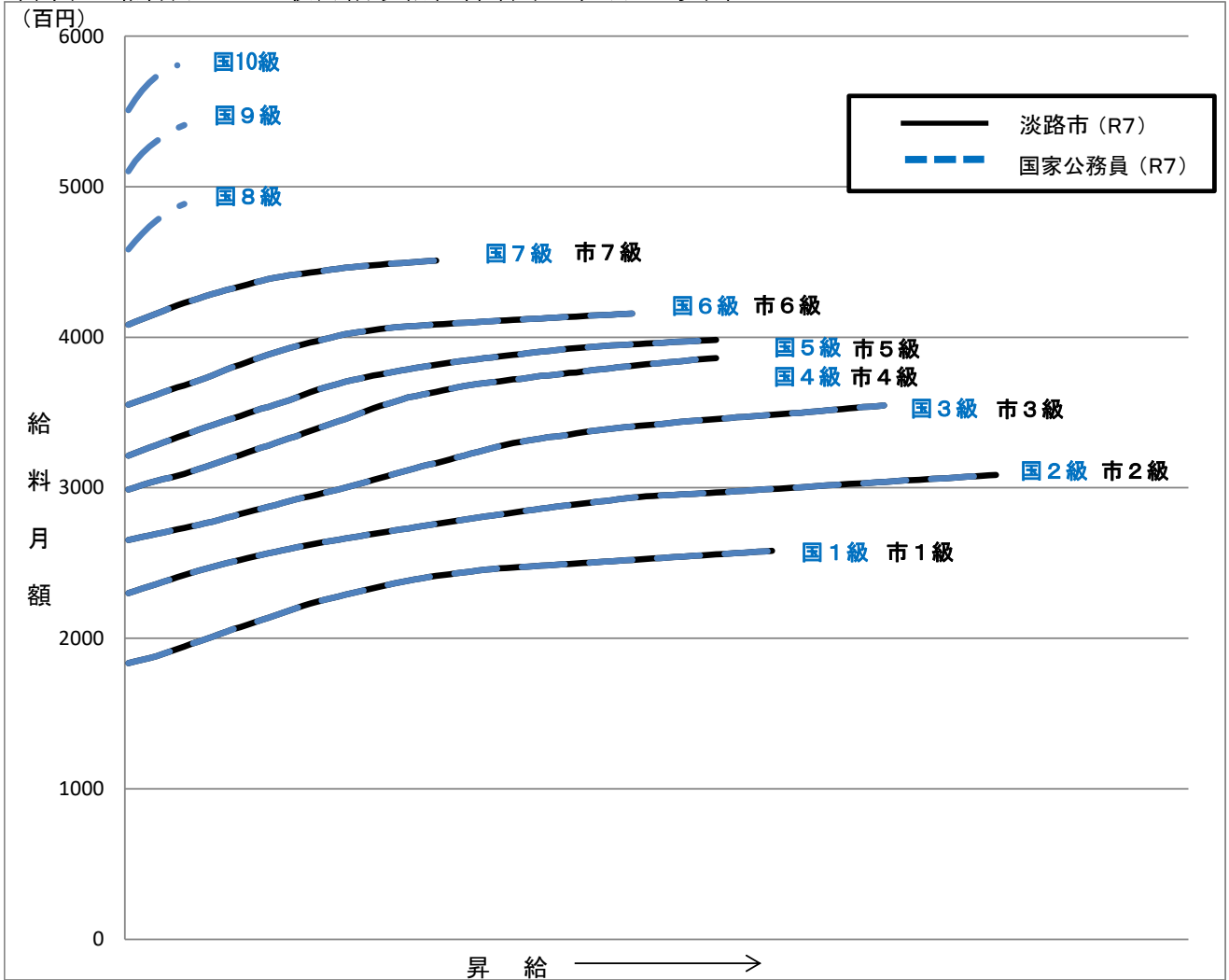
(注)1 淡路市職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

3 平成25年より、6級制から7級制に変更している。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和7年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(一般行政職)

令和7年4月2日から令和8年4月1日までに における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)	△	△	△	△
ロ 人事評価を実施していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

淡路市	兵庫県	国
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,570 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,856 千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40) 月分 (1.00) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40) 月分 (1.00) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40) 月分 (1.00) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 9.5～11% ・管理職加算 なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)	/		/	
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当(令和7年4月1日現在)

淡路市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
調整率	83.7/100		調整率	83.7/100	
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～45%加算) (退職時特別昇給 無)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額 2,794 千円 勸奨・定年 20,157 千円			—		

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)			1,168 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)			584,000 円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員	国の制度(支給割合)
神戸市	12%	2人	12%
東京都(特別区)	20%	1人	20%

(4) 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		2,725 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		30,618 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)		22.6 %	
手当の種類(手当数)		11	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務事務手当	税務事務職員	市税の賦課及び徴収業務	月額1,000円
感染症防疫作業手当	防疫作業従事職員	(1)伝染病等に関する防疫業務 (2)新型コロナウイルス感染症に対処するための感染症防疫業務	(1)日額1,000円 (2)日額3,000円
塵埃焼却場作業手当	塵埃焼却場従事職員	収集、運搬及び処分業務	月額3,000円
火葬業務手当	火葬処理従事職員	火葬処理に関する業務	業務1回につき1,000円
行旅死亡人等取扱作業手当	行旅病人等の看護等従事職員	看護、移送又は埋葬に関する業務	業務1回につき1,000円
保育業務手当	保育業務従事職員	保育に関する業務	月額3,000円
保健業務手当	保健業務従事職員	保健に関する業務	月額3,000円
介護・調理業務手当	老人施設の介護・調理従事職員	介護・調理に関する業務	月額3,000円
医師職手当	医師職	診療に関する業務	月額380,000円
時間外診療往診手当	医師職	緊急を要する診療業務	(加算点数－基本点数)×10円
入院医学管理手当	医師職	1日当たりの入院患者数	月額50,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	100,635 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	315,470 円
支給実績(令和5年度決算)	83,215 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	271,059 円

(注) 職員数には、管理職手当を支給される職員を含めない。

(6) 寒冷地手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		0 円
支給対象地域	世帯主等の区分	支給額(月額)

(6) その他の手当(令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	○扶養親族のある職員 に対して支給 ・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 ・父母等 6,500円 ・16歳になる年度初めか ら22歳になった年度末ま での子の加算 5,000円	同じ	—	41,394 千円	250,873 円
住居手当	○自ら居住するため住宅 を借り受け、家賃を支 払っている職員 月額12,000円を超える家 賃 ・家賃23,000円以下 家 賃-12,000円 ・家賃23,000円超 11,000円+(家賃- 23,000円)×1/2(27,000 円限度)	異なる	—	21,861 千円	307,901 円
通勤手当	○通勤のため交通機関、 交通用具(自動車等)を 使用している職員に支給 (徒歩により通勤するもの とした場合の通勤距離が 片道2km未満である職員 を除く。) ・交通機関を使用してい る職員 運賃等相当額(鉄道等 利用者は6箇月定期券の 額)支給限度額55,000円 ・交通用具(自動車等)を 使用している職員 通勤 距離に応じ3,300円～ 34,400円	異なる	片道2km以上15km未 満の通勤距 離の区分及 びその手当 額。 片道15km 以上60km 以上の通勤 距離区分に おける手当 額	43,746 千円	120,512 円
管理職手当	○管理又は監督の地位 にある一定範囲の職員に 対して、その職務の特殊 性に着目して支給 ・役職の区分に応じ、 38,000円～70,000円	異なる	支給率が異 なる	45,842 千円	619,486 円

5 特別職の報酬等の状況(令和7年4月1日現在)

給料報酬	区分	給料	月額	
			最高額	最低額
報酬	市長	860,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	副市長	690,000 円	985,000 円/	391,500 円
	議長	450,000 円	790,000 円/	420,000 円
	副議長	378,000 円	545,000 円/	230,000 円
期末手当	市長	346,500 円	475,000 円/	200,000 円
	副市長	(令和6年度支給割合)	442,000 円/	180,000 円
	議長	4.60 月分		
	副議長	(令和6年度支給割合)		
退職手当	市長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副市長	給料月額×在職月数×0.40	16,512,000 円	(任期ごと)
	市長	給料月額×在職月数×0.24	7,948,800 円	(任期ごと)
	副市長	7,948,800 円		
	備考			

(注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

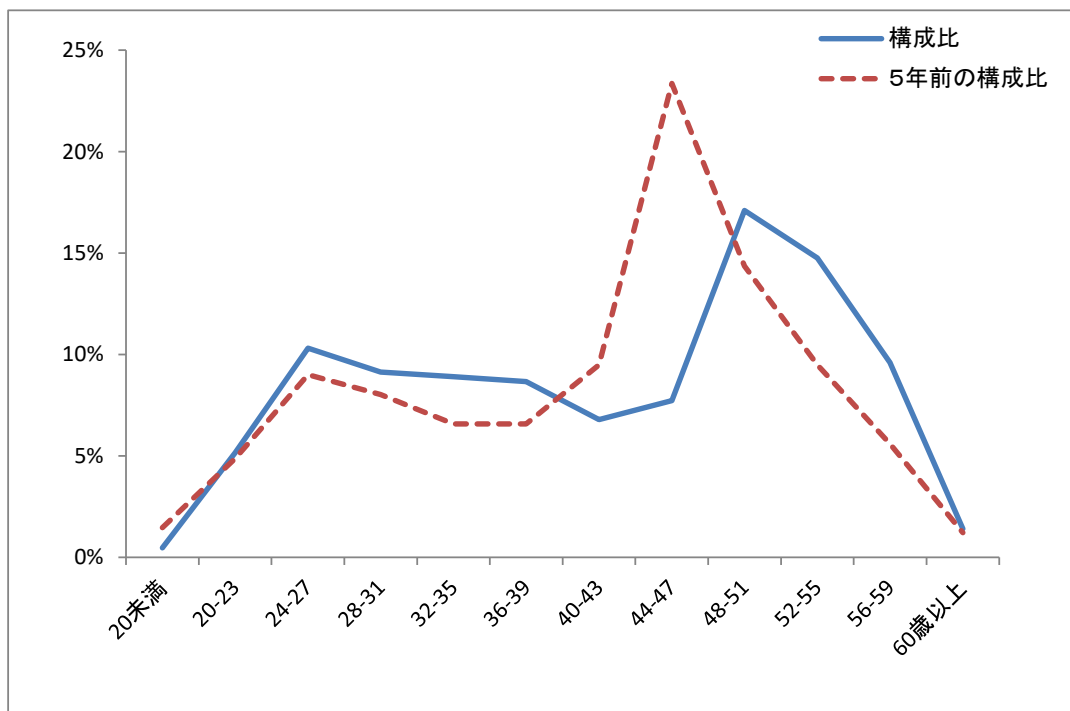
6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

区 分 部 門	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
	令和6年	令和7年			
普通会計部門	議会	4	4	0	・人員の適正配置による増減 人口1万人当たり職員数 83.16 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 86.20 人)
	総務	104	107	3	
	税務	25	24	▲1	
	農林水産	31	29	▲2	
	商工	10	10	0	
	土木	30	29	▲1	
	民生	105	104	▲1	
	衛生	39	37	▲2	
	計	348	344	▲4	
	小計	393	389	▲4	
教育部門	44	44	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 94.04 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 110.71 人)	
消防部門	1	1	0		
公営企業部門	7	7	0	・人員の適正配置による増減	
水道	0	0	0		
下水道	4	4	0		
その他	26	27	1		
小計	37	38	1		
合 計	430 [603]	427 [603]	▲3	<参考> 人口1万人当たり職員数 103.23 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(令和7年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	2	22	44	39	38	37	29	33	73	63	41	6	427

(3)職員数の推移

部門別 \ 年 度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の増減数(率)	
一般行政	322	330	332	341	348	344	22	0.1
教育	49	43	43	43	44	44	▲ 5	(▲ 10.2%)
消防	0	0	2	1	1	1	1	#DIV/0!
普通会計計	371	373	377	385	393	389	18	0.0
公営企業等会計計	40	36	35	36	37	38	▲ 2	(▲ 5.0%)
総合計	411	409	412	421	430	427	16	0.0

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数